

「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則」の一部改正の概要

1 趣旨

「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例」の一部改正に伴い、当該条例に必要な事項を定めるため、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則」の一部改正を予定しております。

2 改正後の規則の概要

改正項目	規則	改正の概要
家屋及び償却資産の取得に要する費用の額	第 13 条 の 2 (新設)	◇条例第 2 条第 18 号で規定する法人税法施行令第 13 条第 1 号に規定する建物及びその附属設備並びに同条第 3 号に規定する機械及び装置の取得に要する費用の額に準ずる額を規定します。 ・信託財産のうち、法人税法施行令第 13 条を適用した場合に、同条第 1 号に規定する建物及びその附属設備並びに同条第 3 号に規定する機械及び装置に該当するものの取得に要する費用の額
投下資本額の変更の報告が必要な事由	第 24 条 第 2 項	◇条例第 12 条第 2 項で規定する投下資本額の変更の報告が必要な事由を追加します。 ・固定資産（信託財産に限る）について、取得に要する費用の額の減額、種類の変更、削除をした場合

【備考】

◇規則の改正案については、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。

◇改正条例及び規則は、令和 7 年 4 月 1 日施行を予定しております。

【お問い合わせ先】

横浜市経済局ビジネスイノベーション部企業投資促進課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話：045 - 671 - 2594 FAX：045 - 664 - 4867